

電気設備の技術基準の解釈について

改 正 案	現 行
<p>【機械器具の鉄台及び外箱の接地】 (省令第十条、第十一条)</p> <p>第二十九条 電路に施設する機械器具の鉄台及び金属製外箱(外箱のない変圧器又は計器用変成器にあつては、鉄心)には、二十九 一表の左欄に掲げる機械機器の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる接地工事を施すこと。ただし、外箱を充電して使用する機械器具に人が触れるおそれがないようにさくなどを設けて施設する場合又は、絶縁台を設けて施設する場合は、この限りではない。</p> <p>表二十九 一 (略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する場合は、燃料電池発電設備であつて一般用電気工作物である場合を除く。は、前項の規定によらないことができる。</p> <p>一〜八 (略)</p> <p>【地絡遮断装置等の施設】 (省令第十五条)</p> <p>第四十条 金属製外箱を有する使用電圧が60Vを超える低圧の機械器具であつて、人が容易に触れるおそれがある場所に施設するものに電気を供給する電路(次項、第六十二条第二項第一号ホ、第八十五条第一項第八号、第八十六条第一項第五号、第九十五条第二項、第二百二十八条第一項第九号、第三項及び第四項、第二百二十九条第一項第九号、第二項、第三項及び第四項、第二百三十条第三項第二号及び第四項第三号、第二百三十四条第一項第六号並びに第二百四十二条第四項第三号に規定するもの、<u>管灯回路並びに一般用電気工作物である燃料</u></p>	<p>【機械器具の鉄台及び外箱の接地】 (省令第十条、第十一条)</p> <p>第二十九条 電路に施設する機械器具の鉄台及び金属製外箱(外箱のない変圧器又は計器用変成器にあつては、鉄心)には、二十九 一表の左欄に掲げる機械機器の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる接地工事を施すこと。ただし、外箱を充電して使用する機械器具に人が触れるおそれがないようにさくなどを設けて施設する場合又は、絶縁台を設けて施設する場合は、この限りではない。</p> <p>表二十九 一 (略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定によらないことができる。</p> <p>一〜八 (略)</p> <p>【地絡遮断装置等の施設】 (省令第十五条)</p> <p>第四十条 金属製外箱を有する使用電圧が60Vを超える低圧の機械器具であつて、人が容易に触れるおそれがある場所に施設するものに電気を供給する電路(次項、第六十二条第二項第一号ホ、第八十五条第一項第八号、第八十六条第一項第五号、第九十五条第二項、第二百二十八条第一項第九号、第三項及び第四項、第二百二十九条第一項第九号、第二項、第三項及び第四項、第二百三十条第三項第二号及び第四項第三号、第二百三十四条第一項第六号並びに第二百四十二条第四項第三号に規定するもの<u>並びに管灯回路を除く。</u>以下この項において同</p>

電池に接続する電路を除く。以下この項において同じ。）には、電路に地絡を生じたときに自動的に電路を遮断する装置を施設すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

一〇十（略）

2 特別高压電路又は高压電路に変圧器によつて結合される300Vを超える低圧電路（発電所、変電所及びこれに準ずる場所にある部分の電路並びに電気炉、電気ボイラー又は電解槽であつて、大地から絶縁することが技術上困難なものに電気を供給する専用の電路を除く。以下この項において同じ。）には、電路に地絡を生じたときに自動的に電路を遮断する装置を施設すること。

3（略）

4 低圧又は高压の電路であつて、非常用照明装置、非常用昇降機、誘導灯、鉄道用信号装置その他その停止が公共の安全の確保に支障を生ずるおそれのある機械器具に電気を供給するものには、電路に地絡を生じたときにこれを技術員駐在所に警報する装置を施設する場合は、前三項に規定する装置を施設することを要しない。

5 燃料電池発電設備が一般用電気工作物である場合には、燃料電池に接続する電路に地絡を生じたときに、燃料電池を電路から自動的に遮断し、燃料電池への供給を自動的に遮断する装置を施設すること。ただし、燃料電池から絶縁変圧器（燃料電池側の電圧が300V以下のものに限る。）への電路（当該電路が非接地である場合に限る。）にあつては、この限りでない。

【燃料電池等の保護装置】

（省令第四十四条）

第四十五条 燃料電池発電設備は、次の各号に掲げる場合に自動的に燃料電池を電路から遮断し、燃料電池への燃料ガスの供給を自動的に遮断し、かつ、燃料電池内の燃料ガスを自動的に排

じ。）には、電路に地絡を生じたときに自動的に電路を遮断する装置を設けること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

一〇十（略）

2 特別高压電路又は高压電路に変圧器によつて結合される300Vを超える低圧電路（発電所、変電所及びこれに準ずる場所にある部分の電路並びに電気炉、電気ボイラー又は電解槽であつて、大地から絶縁することが技術上困難なものに電気を供給する専用の電路を除く。以下この項において同じ。）には、電路に地絡を生じたときに自動的に電路を遮断する装置を設けること。

3（略）

4 低圧又は高压の電路であつて、非常用照明装置、非常用昇降機、誘導灯、鉄道用信号装置その他その停止が公共の安全の確保に支障を生ずるおそれのある機械器具に電気を供給するものには、電路に地絡を生じたときにこれを技術員駐在所に警報する装置を設ける場合は、前三項に規定する装置を施設することを要しない。

【燃料電池等の保護装置】

（省令第四十四条）

第四十五条 燃料電池は、次の各号に掲げる場合に自動的に燃料電池を電路から遮断し、燃料電池への燃料ガスの供給を自動的に遮断し、かつ燃料電池内の燃料ガスを自動的に排除する装置

除する装置を施設すること。ただし、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十一号）第三十五条ただし書きに規定する構造を有する燃料電池設備については、燃料電池内の燃料ガスを自動的に排除する装置を施設することを要しないこととし、燃料電池発電設備が一般用電気工作物である場合には、第二号中「又は燃料ガス出口における酸素濃度若しくは空気出口における燃料ガス濃度が著しく上昇した場合」における本項の規定は適用しないこととする。

（省令第四十四条第一項関連）

一～三（略）

2（略）

【燃料電池等の施設】

（省令第七条、十四条、二十条）

第五十条の二 燃料電池発電設備の燃料電池、電線及び開閉器その他の器具は、次の各号により施設すること。ただし、燃料電池発電設備が事業用電気工作物である場合には第一号の規定は適用しない。

（省令第二十条関連）

一 充電部分が露出することのないように施設すること。

（省令第二十条関連）

二 直流幹線部分の電路に短絡を生じた場合に当該電路を保護する過電流遮断器を施設すること。ただし、当該電路が短絡電流に耐えるものである場合は、この限りではない。

（省令第十四条関連）

三 燃料電池及び開閉器その他の器具に電線を接続する場合は、ねじ止めその他の方法により、堅ろうに接続し、かつ、電氣的に完全に接続し、接続点に張力が加わらないように施設すること。

（省令第七条関連）

を施設すること。ただし、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成九年三月二十七日通商産業省令第五十一号）第三十五条ただし書きに規定する構造を有する燃料電池設備については、燃料電池内の燃料ガスを自動的に排除する装置を施設することを要しない。

（省令第四十四条第一項関連）

一～三（略）

2（略）